

VI その他配慮すべき重要事項

1 周辺の生活環境のモニタリング調査

(1) 目的

青森・岩手県境に不法投棄された廃棄物による周辺の生活環境への影響、並びに廃棄物の撤去、水処理施設及び遮水壁の設置など汚染拡散防止対策工事による周辺の生活環境への影響を把握するため、次のとおり環境モニタリングを実施するとともに、その結果を公表し、周辺住民の安全、安心を図るものである。

(2) 調査内容

① 水質モニタリング

水質モニタリングについては、不法投棄現場からの浸出水による周辺の生活環境への影響、並びに廃棄物の撤去、水処理施設からの排水などによる周辺の生活環境への影響を把握することを目的として調査地点等を選定した。

【図VI-1, 2参照】

これらの調査地点、調査項目、調査回数は次のとおりである。

	調査地点名	調査項目	調査回数	備考
1	ア-3 水質E堰堤ヒューム管 場内・表流水	○生活環境項目	4回/年 を基本とする。	
2	ア-8 堰堤下流南側No.12井戸 場内・地下水	・pH		
3	ア-25 県境-1 //	・BOD		
4	ア-26 県境-2 //	・COD		
5	ア-27 県境-3 //	・SS		
6	ア-28 県境-4 //	・T-N		
7	ア-29 県境-5 //	・T-P		
8	ア-25-2 県境-6 //			
9	ア-37 揚水井戸DW1 //	○健康項目		
10	ア-38 揚水井戸DW2 //	【カドミウムほか 計24項目】		
11	ア-39 揚水井戸DW3 //			
12	ア-11 水質Dため池(牧草地) 周辺・表流水			
13	ア-12 水質①境沢末端(飯豊集落) //			
14	ア-13 水質②湧水・牧草地 //			
15	ア-14 水質⑥湧水・遠瀬水源(休止中) //	○キシレン		
16	ア-16 放流支川上流 //			
17	ア-17 放流支川下流 //	○ダイオキシン類		
18	ア-18 杉倉川上流(BG) //			
19	ア-19 杉倉川下流 //	○エチルベンゼン		
20	ア-20 境沢中流 //			
21	ア-21 境沢県境 //	○塩化物イオン		
22	ア-22 熊原川(飯豊橋) //			
23	ア-32 新水道水源 //	○電気伝導率		
24	ア-6 ラグーン脇No.8井戸 周辺・地下水			
25	ア-9 場内西側斜面No.15井戸 //			
26	ア-10 中央谷下流斜面 //			
27	ア-23 南側県境地下水 //			
28	ア-24 南側牧草地下流地下水 //			
29	ア-31 ラグーン上流西地下水 //			

② 大気質モニタリング

大気質モニタリングについては、不法投棄廃棄物の撤去等に伴い、揮発性有機化合物の拡散による周辺的生活環境への影響を把握することを目的として調査地点等を選定した。【図VI-3参照】

これらの調査地点、調査項目、調査回数は次のとおりである。

	調査地点	調査項目	調査回数	備考
1	A-1 a 県境境界	ベンゼン	4回/年	
2	A-1 b 敷地南側	トリクロロエチレン		
3	A-1 c 敷地西側	テトラクロロエチレン ジクロロメタン		

また、不法投棄廃棄物の撤去等に伴い、運搬作業等による大型車交通量の増大による沿道的生活環境への影響を把握することを目的として調査地点等を選定した。【図VI-3参照】

これらの調査地点、調査項目、調査回数は次のとおりである。

	調査地点	調査項目	調査回数	備考
4	A-2 上郷地区	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向、風速、気温、湿度	4回/年	

③ 騒音・振動モニタリング

騒音・振動モニタリングについては、不法投棄廃棄物の撤去等に伴い、運搬作業等による大型車交通量の増大による沿道的生活環境への影響を把握することを目的として調査地点を選定した。【図VI-4参照】

これらの調査地点、調査項目、調査回数は次のとおりである。

	調査地点	調査項目	調査回数	備考
1	A-2 上郷地区	騒音音圧レベル	4回/年	
2	A-3 関地区	振動加速度レベル		
3	A-4 田子地区	自動車交通量		

なお、上記の環境モニタリングの調査内容等については、今後、状況に応じて適宜見直しすることとする。

2 廃棄物の搬出における飛散等の防止

廃棄物の撤去に当たり、廃棄物の飛散、漏液、降雨による浸出等によって搬出路周辺等における生活環境への影響が生じないように安全確実に運搬するため、廃棄物の種類や形状により専用の車両や密閉容器等を用いて運搬するとともに、現場内に洗車場を設置して搬出車両に付着した泥等を場外に出さないようにする等の措置を講じる。

3 緊急時の連絡体制等

汚染拡散防止対策の施工、廃棄物の除去等に当たり、事故及び不測の事態により環境への影響が生じた場合に備えて、緊急時における国関係機関、現場及び周辺の市町村、消防、警察、報道機関等の関係者に対する連絡体制を整理するとともに、情報収集・情報管理、被害拡大防止対策、復旧対策などが迅速かつ適切に進められるよう事前に対応を整理する。

4 原状回復対策等の実施体制

(1) 全庁的な体制

県では、県境不法投棄事案に係る原状回復の実施に伴い必要となる水系保全、民生安定対策等の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年9月1日に、副知事を本部長とし、教育長、警察本部長及び各部局等の長を構成員とする「県境再生対策推進本部」を設置したところであり、周辺対策に関係する部局等が連携し、それぞれの役割分担のもとで全庁をあげた具体的な対策が講じられるよう積極的に取り組みを進める。

(2) 取組体制の強化

県境不法投棄対策に係る事務については、これまで環境政策課が担当してきたところであるが、組織体制強化のため、平成14年9月に、新たに県境不法投棄対策チーム（平成15年9月1日に「県境再生対策室」に改正）を設置し、原状回復措置及び不法投棄原因者等に対する責任追及を強力に推進するとともに、周辺対策を同時並行的に全庁を挙げて取り組む。

原状回復対策案の実施に当たっては、新たな実施体制の下、汚染拡散防止対策工事や廃棄物の搬出作業などの進捗状況や、周辺対策の取組状況等に関する情報を積極的に公開するなど、地域住民が不安を感じないよう取り組みを進める。

なお、県では、必要に応じて実施体制を検証し、引き続き、不法投棄の未然防止を含めた施策に取り組んでいく。

5 原状回復に当たって住民の意見等が反映される措置

実施計画の策定に当たっては、田子町及び二戸市における住民説明会や、地域住民の代表者も委員とする原状回復対策推進協議会を開催しており、地域住民からは多くの意見や要望が出されたところである。

実施計画に基づく原状回復に当たっては、これら地域住民からの意見等を踏まえて具体の対策を進めるとともに、汚染拡散防止対策の施工、廃棄物の除去、それらに伴う周辺対策などの様々な対策内容の詳細について地域住民の意見が反映されるよう、原状回復対策推進協議会の定期的な開催や、適時の住民説明会を行い、関係者の理解を深めるものとする。